

平成 27 年 3 月 25 日
土地・建設産業局建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

4 月から全国で、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。昨年 6 月に改正。以下「品確法」という。）の「発注関係事務の運用に関する指針」（本年 1 月 30 日関係省庁申し合わせにより策定。以下「運用指針」という。）に基づく発注関係事務の運用が開始されます。

運用指針は、改正品確法第 7 条の「発注者の責務」等を踏まえて、公共工事の発注者が自らの体制や地域の実情等に応じて事務を適切かつ効率的に運用できるよう、すべての発注者に共通の指針として、発注準備、工事施工等の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について定めたものです。

国土交通省では、市町村等の公共発注者や受注者等の事業者に対し、昨年 12 月から本年 1 月にかけて実施した「歩切り」の実態調査や、2 月から今月にかけて都道府県・事業者団体と連携して全国各地で開催した説明会など、様々な機会を通じて品確法及び運用指針の理解の促進及び普及啓発に努めているところですが、事業者からは、「予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている」「違反と疑われる発注者の行為について相談できる窓口がほしい」といった声が寄せられています。

こうした声を踏まえ、国土交通省では、今般、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を全国 10 の地方整備局等に新たに開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、元請事業者、下請事業者など様々な立場の事業者から現場の生の声を聴かせていただくこととしました。

相談ダイヤルでは、

- ・発注者による「歩切り」の実施、ダンピング対策の未導入など、見直しが必要な実態
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する様々な現場の取組・実態

等について、幅広く相談や情報提供を受け付けます。

お寄せいただいた相談や情報については、法令違反又はそのおそれがあるなどの場合には当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図るほか、運用指針に基づく発注関係事務の実施状況のフォローアップにも活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」

相談開始日：平成 27 年 3 月 26 日（木）

0570-004976

マルマルヨクナロウ

E-mail : hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

(問い合わせ先)

土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室
企画専門官 伊藤、調査係長 星尾、調整係長 小林
代 表 (03)5253-8111 (内線 24724, 24725)